

角地緩和の適用について

特定行政庁が指定するものの中にある建築物は指定建ぺい率に1/10を加える。

川口市建築基準法施行細則 第15条 (かど敷地等の指定)

法第53条第3項第2号の規定により市長が指定する敷地は、次に掲げるものとする。

- (1)法第42条第1項又は第2項に規定する道路(省令第10条の2の2第2号に規定する道及び同条第3号に規定する通路を含む。以下この条において同じ。)が、120度以内でつくる内角側のかど敷地〔図1〕又はそれらの道路に二方が接する敷地〔図2〕(かど敷地を除く。)で、その周長の3分の1以上がそれらの道路に接するもの
- (2)法第42条第1項又は第2項に規定する道路と公園、広場、川(幅員が4メートル以上のものに限る。)その他これらに類するもの(以下「公園等」という。)が、120度以内でつくる内角側のかど敷地〔図3〕又は二方が当該道路及び公園等に接する敷地〔図4〕(かど敷地を除く。)で、その周長の3分の1以上が当該道路及び公園等に接するもの

敷地の周長 $L = ab + bc + cd + da$

法の道路又は公園等(以下「道路等」)には各々2メートル以上接していることが必要

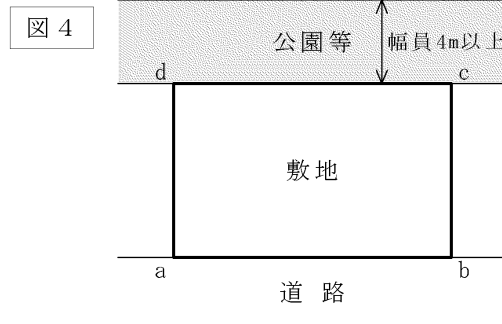
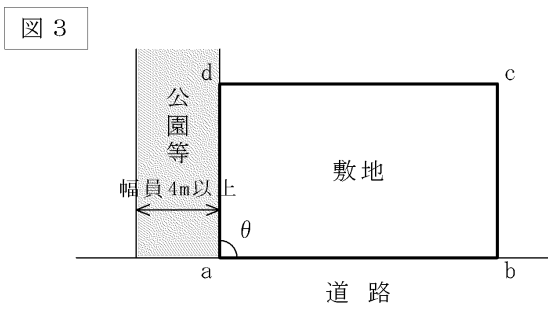
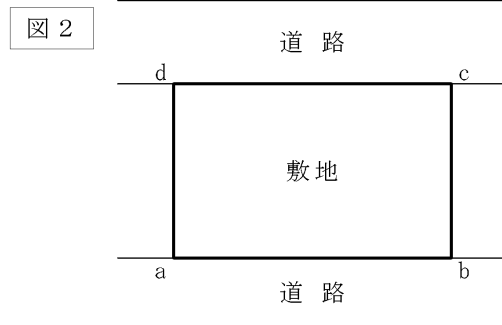
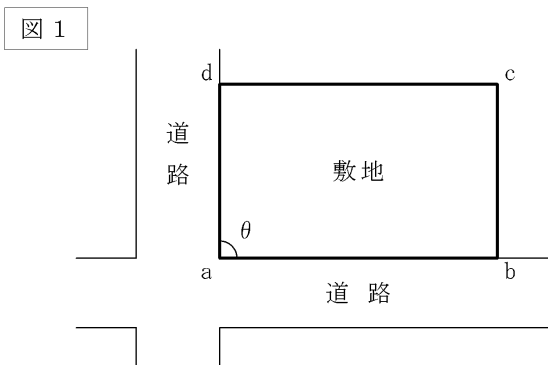


図1、図3の角地緩和の条件

- ①道路等のかど敷地に該当
- ②道路等が交わって出来る内角 θ が 120° 以内
- ③敷地の周長 L の $1/3$ 以上が道路等に接する

図2、図4の角地緩和の条件

- ①敷地が二方向の道路等に接する
- ②敷地の周長 L の $1/3$ 以上が道路等に接する

法令、関連資料

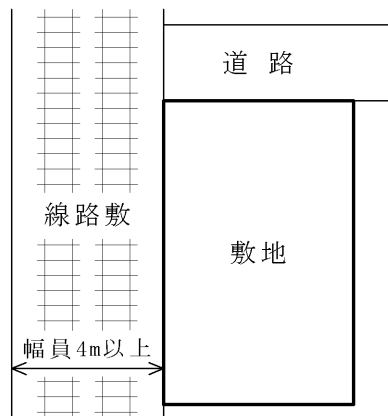
法令 法第53条第3項第二号

市細則 細則第15条

角地緩和の適用について（参考事例）

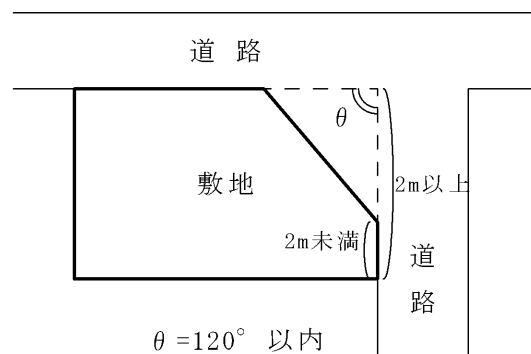
川口市建築基準法施行細則第 15 条の規定に該当するものについて、角地緩和を適用した参考事例

■事例① 道路と線路敷とのかど敷地



線路敷についても、「公園、広場、川（幅員が 4 メートル以上のものに限る。）その他これらに類するもの」として取り扱った事例

■事例② 一方の道路が隅切りを除いた部分で 2 メートル以上道路に接していない場合



隅切りの部分を含めて 2 メートル以上道路に接していることにより角地緩和を適用した事例

法令、関連資料

法令 法第 53 条第 3 項第二号

市細則 細則第 15 条